

物価高騰対応子ども子育て世帯 応援給付金について

物価高の影響が長期化し、その影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、物価高騰対応子ども子育て世帯応援給付金を支給します。

支給額

児童1人あたり1万円

基準日

令和8年9月25日

支給対象児童

(1)基準日に周防大島町に住民票がある、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童

(2)基準日に周防大島町に住民票がある保護者に生計を維持されている、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童

支給対象者

・基準日に支給対象児童の生計を維持する保護者

※(1)の支給対象児童が自身で生計を維持している場合は、児童本人

申請について

申請が不要な人

・周防大島町から児童手当を受給している人（児童入所施設等含む）

※対象の人には、ご案内を送付します。

申請が必要な人

・所属庁または他市町から児童手当を受給している人（公務員等）

※対象児童が周防大島町に住民票がある人には申請書を送付します。

※対象児童がすべて周防大島町以外に住民票がある場合は、申請書は送付されませんので、直接お問い合わせください。

申請期限

12月28日(月)

問い合わせ

福祉課 子ども家庭班

☎ 0820 (77) 5508

柳井警察署だより

☎ 柳井警察署 ☎ 0820-23-0110

夕暮れ・夜間の交通事故防止

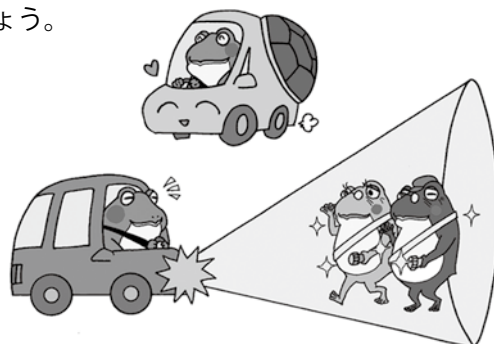
夕暮れ時や夜間は視界が悪くなるため、歩行者や自転車などの発見が遅れがちです。その結果、例年交通事故が多発する傾向にありますので、次のことを心がけましょう。

ドライバーは、早めのライト点灯で自分の車の存在を周囲に知らせ、ハイビームの上手な活用で歩行者や自転車を早期に発見しましょう。



無事故、カエル

夜間は、歩行者から車のライトが見えても、ドライバーから歩行者がよく見えていないことがあります。歩行者は、白っぽい明るい色の服装と反射材を着用し、自分を目立たせ交通事故のリスクから身を守りましょう。



山口県収入証紙は廃止され、新たな山口県手数料納付が始まりました

山口県収入証紙は、9月30日をもって廃止され、売りさばき所での販売は終了しています。

10月1日から、山口県手数料は新たな納付方法となり、本町では、大島総合支所および久賀総合支所に、山口県手数料のキャッシュレス納付窓口が設置されています。

※本町では、現金によるお支払いには対応していません。

詳しくは、県ホームページまたは町ホームページをご確認ください。

☎ 会計課 ☎ 0820-74-1004



町ホームページ